

【 4月の予定 】

10日(木) : にこにこサロン 10:30～
 11日(金) : 市内小学校入学式 (午前)
 市内中学校入学式 (午後)
 24日(木) : にこにこサロン 10:30～



4月2日は**世界自閉症啓発デー** 4月2日～8日は**発達障害啓発週間**です

国連総会(平成19年12月18日開催)において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」(World Autism Awareness Day)とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われています。

わが国でも、世界自閉症啓発デー日本実行委員会が組織され、自閉症をはじめとする発達障がいについて、広く啓発する活動を行っています。

発達障がいは、脳機能の発達
 が関係する障がいです。

周囲に理解されにくい
 ため、困っていることを誰にも相談できず引きこもりがちになったり、抗うつや不安症状などの二次障がい
 が現れたりすることも珍しくありません。

そのような生きづらさをなくして
 いくためには、周囲の人たちが発達障がいの特性や困りごとについて正しく理解し、一人ひとりの特性に応じて配慮や支援をしていくことが大切です。

自閉スペクトラム症 (ASD)

対人コミュニケーションの困難やパターン化した行動、強いこだわりなど

注意欠如・多動症 (ADHD)

- ・不注意(集中できない)
- ・多動(じっとしてられない、多弁)
- ・衝動(考えるより先に動く)

学習障害(LD)

限局性学習症(SLD)

- ・読み書きや計算などが特異的にうまくできない
- ・全体的な知的発達に比べて極端に苦手

生活で困っていることはありませんか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 Tel0858-22-8130
 はばたき人権文化センター Tel0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
 住所:〒682-0872
 倉吉市福吉町2丁目1514-7
 電話:0858-22-0232(FAX兼)
 E-Mail:habataki@ncn-k.net



4月号 NO.436 (2025年4月1日発行)

高校生人権学習交流会を開催しました！

3月8日(土)、よりん彩コーディネーターを講師に迎え、高校生を対象にマイクロアグレッションについて学びを深めました。意見を交換し合うことで、相互理解を深める機会となりました。

日常生活の中にある何気ない言葉や態度が、悪意はなくても相手を生きづらくさせることがあります。また、社会のなかに存在している考え方が当たり前という認識をもっていることもあります。

自分がどう思うかを発信すること、学びを深めること、普遍的な学びがとても大事であることなど、お話しされました。



4グループに分かれ
 ワークショップ

あなたは 許せる？許せない？

普段の生活の中にある様々な事に対し、自分だったら許せるか許せないかを考え挙手していききました。

人によっていろんな受け止め方があること。

イヤだと感じる人がいるなら、その感覚には配慮すべき。

昼食後は、社会福祉協議会の方にお世話になり、e スポーツで太鼓の達人やボウリングを楽しみました。

とても盛り上がり、有意義な時間となりました。



言葉に自覚的に、慎重にならなければならないけれど、臆病になりすぎず、人と人との関係性のなかで学んでいくことが、差別のない社会への大きな一歩となるのではないのでしょうか。

❖にこにこサロン❖

目的：住民の居場所づくりをすることで、生きがいと健康につなげます

住み慣れた地域で、気軽に立ち寄りみんなと楽しい時間が過ごせる居場所として毎月1～2回開催しています。地域を越えて取り組むサロンです。
どなたでも参加できます。ぜひ多くの皆さんがお越しください。

※4月サロン 4月10日(木)10:30～ 年間行事計画をたてます

4月24日(木)10:30～ お楽しみ

3月6日 琴浦町(岸本家住宅)おひなさま見学へ行ってきました！



琴浦町出上の岸本家住宅にて所蔵のひな人形はとても見ごたえがありました。
押し絵びなや武者掛け軸など展示され、華やかな世界を楽しむことができました。お茶席もあり、おいしいぜんざいをいただきました。

福吉児童センター合同避難訓練・子ども料理教室 3月24日開催



●避難訓練・起震車体験を行いました。実際に体験することで、災害が発生した際にとるべき具体的な行動のイメージができました。また、消防署員からもお話を聴き、防災について学びを深めました。

●今回の子ども料理教室は「おやつ作り」をし、たこ焼きと大学芋を作りました。包丁の使い方も上手になり、手際よく調理できました。

若年層の性暴力被害予防月間(4月1日～30日)

あなたは悪くない ～もしものときのために知っておいてほしいこと～

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されません。

政府は、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害にあうリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとしています。

相手の同意のない性的な行為は性暴力であり、許されるものではありません。もし、自分が同意していない性的な行為をされたら、それは性暴力です。ひとりで抱え込まずに相談してください。

同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害です。

例えば・・・

- 着替えやトイレ、入浴をのぞかれた
- プライベートゾーンを触られた
- 下着姿や裸の写真、動画を撮られた
- 望まないキスや性行為をされた
- SNSで知り合った相手から性的な被害を受けた
- 避妊に協力してくれない

性暴力に対するよくある思い込み 年齢・性別にかかわらず、被害にあうことがあります。

●若い女性だけが被害にあう？

男性も被害にあっています。こどもや高齢者の被害もあります。また、相手が異性でも同性でも、同意のない性的な行為は、性暴力です。

●夜遅く、知らない人に突然襲われる？

性暴力の被害は、時間や場所を問わず発生しています。また、加害者の約8割は顔見知りです。友人の間や夫婦・恋人の間でも被害にあうことがあります。

●露出度の高い服を着ていたせい？

どのような服装でも被害にあうことがあります。悪いのは加害者です。

もしも、性暴力の被害にあってしまったら、証拠を残しておくことが大切です。

できるだけ早めに警察や相談窓口相談してください。

検査を受けることや、これからどのようにしたらよいかなど、あなたの不安に寄り添いながら、支援を行う、安心して相談できる窓口があり、プライバシーは守られます。

一人でかかえこまず相談してください

〔電話相談〕 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター **#8891** (はやくワンストップ)

〔性犯罪被害電話相談(警察)〕 **#8103** (ハートさん)

〔SNS相談〕Curetime(キュアタイム)

あなたのからだところは、あなた自身のものです。

いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。

(内閣府男女共同参画局ホームページ参照)

